



発行 新潟県

第51号

令和2年7月7日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 47 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (総務事務センター)

告 示

- 783 身体障害者福祉法による医師の指定辞退 (障害福祉課)
- 784 身体障害者福祉法による医師の指定 (障害福祉課)
- 785 地方卸売市場の認定 (食品・流通課)
- 786 小型機船底びき網漁業の許可及び起業の認可の申請期間 (水産課)
- 787 県営土地改良事業計画の縦覧 (農地計画課)
- 788 令和元年度地籍調査事業計画の変更 (農村環境課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施 (病院局経営企画課)

正 誤

- 令和2年6月26日付け県報第48号告示第752号中 (農地計画課)

規 則

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月7日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第47号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和45年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1～6 (略)	1～6 (略)
7 障害補償年金は、附則第3項本文の規定による申出が行われた場合にあつては、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日）の属する月の翌月から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。	7 障害補償年金は、附則第3項本文の規定による申出が行われた場合にあつては、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日）の属する月の翌月から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、 <u>負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によつて疾病の発生が確定した日(以下「災害発生日」という。)</u> における法定利率に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額	(2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、 <u>100分の5</u> に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額
8 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあつては、当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあつては、当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に <u>災害発生日における法定利率</u> に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。	8 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあつては、当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあつては、当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に <u>100分の5</u> に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。
9～13 (略)	9～13 (略)
14 遺族補償年金は、附則第9項本文の規定による申出が行われた場合にあつては、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の	14 遺族補償年金は、附則第9項本文の規定による申出が行われた場合にあつては、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の

規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日の属する月（条例附則第4条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなつたもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が附則第9項本文の規定による申出を行つた場合にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ条例附則第4条の2第2項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項及び附則第18項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月から、次に掲げる額の合計額（特例遺族補償年金受給権者が附則第9項本文の規定による申出を行つた場合にあつては、支給停止解除年齢に達する月までの間に係る額を除く。）が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

(1) (略)

(2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、災害発生の日における法定利率に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

15 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に災害発生の日における法定利率に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

16～18 (略)

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

## 告 示

### ◎新潟県告示第783号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日の属する月（条例附則第4条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなつたもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が附則第9項本文の規定による申出を行つた場合にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ条例附則第4条の2第2項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項及び附則第18項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月から、次に掲げる額の合計額（特例遺族補償年金受給権者が附則第9項本文の規定による申出を行つた場合にあつては、支給停止解除年齢に達する月までの間に係る額を除く。）が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

(1) (略)

(2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100分の5に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

15 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

16～18 (略)

令和2年7月7日

新潟県知事 花角 英世

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	辞退年月日
黒岩 宙司	内科	山北徳洲会病院	村上市勝木1340-1	R2.6.12

## ◎新潟県告示第784号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

令和2年7月7日

新潟県知事 花角 英世

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	指定年月日	告示事項
山本 耕平	整形外科	新潟手の外科研究所病院	北蒲原郡聖籠町諏訪山997	R2.7.1	第15条第1項の医師に指定した
中山 純平	整形外科	新潟手の外科研究所病院	北蒲原郡聖籠町諏訪山997	〃	〃
白石 友信	内科	新潟聖籠病院	北蒲原郡聖籠町蓮野5968-2	〃	〃
八木 亮磨	外科	長岡赤十字病院	長岡市千秋2-297-1	〃	〃
竹内 美香	耳鼻咽喉科	長岡赤十字病院	長岡市千秋2-297-1	〃	〃
齋藤 征爾	消化器外科	長岡赤十字病院	長岡市千秋2-297-1	〃	〃
岩佐 芳夫	眼科	新潟県立中央病院	上越市新南町205	〃	〃
小出 奈央	耳鼻咽喉科	新潟県立中央病院	上越市新南町205	〃	〃
長田 龍介	整形外科	糸魚川総合病院	糸魚川市大字竹ヶ花457-1	〃	〃
草開 祥平	小児科	糸魚川総合病院	糸魚川市大字竹ヶ花457-1	〃	〃
渡邊 和樹	内科	新潟県立柿崎病院	上越市柿崎区柿崎6412-1	〃	〃
眞水 麻以子	内科	新潟県立柿崎病院	上越市柿崎区柿崎6412-1	〃	〃
飯田 裕朗	泌尿器科	上越総合病院	上越市大道福田616	〃	〃
山田 翔太	神経内科	上越総合病院	上越市大道福田616	〃	〃
佐藤 彩恵子	産婦人科	上越総合病院	上越市大道福田616	〃	〃
佐藤 優	外科	上越総合病院	上越市大道福田616	〃	〃
小野 広幸	腎臓内科	上越総合病院	上越市大道福田616	〃	〃
川浪 孝介	耳鼻咽喉科	魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132	〃	〃

吉田 欣也	内科	済生会三条病院	三条市大野畑 6 - 18	〃	〃
高野 俊樹	内科	新潟県立新発田病院	新発田市本町 1 - 2 - 8	〃	〃
中野 英之	眼科	長岡赤十字病院	長岡市千秋 2 - 297 - 1	〃	〃
川瀬 大央	整形外科	長岡赤十字病院	長岡市千秋 2 - 297 - 1	〃	〃
酒巻 裕一	内科	新潟県立新発田病院	新発田市本町 1 - 2 - 8	〃	〃
伊藤 正洋	循環器内科	長岡西病院	長岡市三ツ郷屋町 371 - 1	〃	〃
須賀 政一	神経内科	竹内病院	新発田市中央町 4 - 6 - 6	〃	〃
若井 淳宏	外科	三条総合病院	三条市塚野目 5 - 1 - 62	〃	〃
小向 慎太郎	外科	五泉中央病院	五泉市太田 489 - 1	〃	〃
池田 正直	耳鼻咽喉科	佐渡総合病院	佐渡市千種 161	〃	〃
倉部 聡	脳神経外科	立川総合病院	長岡市旭岡 1 - 24	〃	〃

#### ◎新潟県告示第785号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条1項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定した。

令和2年7月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 開設者の名称及び住所  
株式会社マルタニ  
新潟県小千谷市城内1丁目12番19号
- 2 地方卸売市場の名称  
地方卸売市場株式会社マルタニ
- 3 地方卸売市場の位置及び取扱品目  
新潟県小千谷市城内1丁目12番19号  
野菜・果実及びその加工品
- 4 認定年月日  
令和2年6月26日

#### ◎新潟県告示第786号

新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第8条第2項及び第21条第3項の規定により、小型機船底びき網漁業の許可及び起業の認可の申請期間を次のとおり定めた。

令和2年7月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業の名称 手繰第1種漁業（機船手繰網漁業）  
その他の小型機船底びき網漁業（板びき網漁業）
- 2 申請期間 令和2年7月27日から令和2年8月7日まで

#### ◎新潟県告示第787号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営黒滝地区区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年7月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和2年7月8日から令和2年8月6日まで
- 3 縦覧に供する場所  
柏崎市役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第788号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、令和元年度地籍調査事業計画(令和2年4月3日新潟県告示第401号)を次のとおり変更する。

令和2年7月7日

新潟県知事 花角 英世

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
新潟市	新潟市の第03-26-1計画区及び第14-17-1計画区	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
新発田市	新発田市の第4計画区及び第5計画区	〃
	新発田市の第6計画区	平成31年4月1日から令和3年3月31日まで
小千谷市	小千谷市の第30-1計画区及び第31-1計画区	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
	小千谷市の第30-2計画区	平成31年4月1日から令和3年3月31日まで

十日町市	十日町市の市街第14計画区・市街第15計画区及び中里第1計画区	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
	十日町市の市街第16計画区・市街第17計画区・松代第1計画区及び松代第2計画区	平成31年4月1日から令和3年3月31日まで
見附市	見附市の第8-1計画区及び第8-2計画区	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
村上市	村上市の猿沢(朝日第34計画区)・川端(朝日第35計画区)及び塩谷(神林第34計画区)	〃
燕市	燕市の第43計画区	〃
	燕市の第42計画区	平成31年4月1日から令和3年3月31日まで
糸魚川市	糸魚川市の第24計画区	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
	糸魚川市の第26計画区	平成31年4月1日から令和3年3月31日まで
妙高市	妙高市の新井地域錦町地区(1-1)	平成31年4月1日から令和2年9月30日まで
阿賀野市	阿賀野市の第37-2計画区	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
	阿賀野市の第38計画区・第39計画区及び第41計画区	平成31年4月1日から令和3年3月31日まで
佐渡市	佐渡市の第52計画区・第53計画区・第54計画区・第55計画区・第56計画区・第57計画区・第58計画区及び第59計画区	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
魚沼市	魚沼市の第54-1計画区・第37-2計画区・虫野、原虫野再調査計画区・第37-3計画区・第39-1計画区、第78-1計画区及び	〃

	第40計画区	
湯之谷地域 森林組合	魚沼市の湯森林第2-1計画区及び第2-2計画区	〃
南魚沼市	南魚沼市の第9-2計画区・第10計画区・第11計画区及び辻又・後山	〃
弥彦村	弥彦村の第39計画区・第40計画区及び第41計画区	〃
田上町	田上町の第6計画区及び第7計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第8計画区・第9計画区及び第10-1計画区	〃
出雲崎町	出雲崎町の第三計画区・第四計画区及び第六計画区	〃
	出雲崎町の第七計画区	平成31年4月1日から令和3年3月31日まで
湯沢町	湯沢町の第107-1計画区及び第107-4計画区	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
	湯沢町の第107-3計画区	平成31年4月1日から令和2年5月29日まで
刈羽村	刈羽村の第11-5計画区・第13-3計画区・第11-6計画区・第14計画区、第15計画区及び第16-1計画区	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
関川村	関川村の第17計画区・第18計画区・第19計画区・第20計画区及び第22計画区	〃

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、病室什器について、次のとおり一般競争入札

を行う。

令和2年7月7日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

#### 1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

病室什器 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和2年8月31日(月)

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「家具類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

#### 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0065

新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線132

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和2年7月16日(木)午後5時00分

#### 4 入札、開札の日時及び場所

令和2年7月17日(金)午前10時00分

新潟県立十日町病院 外来棟1階講堂

#### 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれ

を無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

正 誤

令和2年6月26日付け新潟県告示第752号（土地改良区役員の就任届）中

ページ	行	誤	正
3	35	1 退 任	1 就 任